

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 1 | 難聴児の療育や難聴児・者及びその家族等への支援等にあって必要とされる情報の発信及び専門人材の養成に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 1, 200万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 難聴児の手話を含めた言語獲得支援、保護者への情報提供・療育に係る支援、適正な補聴器の提供等難聴児・者及びその家族等がライフステージに応じて必要とする支援情報や専門人材を把握し、現況との乖離を調査した上で、それらに関する在り方、活用促進策を検討するもの。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>難聴児・者及びその家族等が必要とする情報として、ライフステージに応じた療育・教育に関する情報、難聴に関する基礎情報、支援機器に関する情報、関係機関による支援に関する情報等が考えられるが、現状これらを効率的、網羅的に把握できる環境が整備されているとはいえない。</p> <p>また、難聴児・者及びその家族等はライフステージに応じた療育者、進路の相談先、言語発達を支援する者、難聴の状態を確認する者など、多くのサポートを必要としていると考えられるが、現在それらに対応するだけの人材がいるのか、どのような人材が求められているかを正確に把握できていない状況にある。</p> <p>そのため、難聴児・者及びその家族等が必要とする情報の整理を行い、一元的に情報を検索できるような仕組みの構築に向けた検討を行うもの。</p> <p>また、難聴児・者及びその家族等の支援に関わる専門人材としてどのような能力・技能が必要とされているか、現状ミスマッチがあるか、といった点について調査を行い、今後どのような専門機関における支援人材の育成が期待されるかを検討する。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>難聴児を対象とした児童発達支援センター、当事者団体等を経由して、難聴児・者及びその家族等に対し、ライフステージに応じてどのような支援情報や専門人材が必要か、どのように必要な情報を入手し、支援者とつながることができたか、といった事項についてアンケート調査を行う。</p> <p>地方公共団体や難聴児を対象とした事業所等に対して、難聴児・者及びその家族等への支援情報の提供としてどのような対応を実施しているか、実態調査を行う。また、現状難聴児・者及びその家族等を支援する人材について、その実態と、需要と供給のミスマッチがあるか、といった点についてアンケート調査を行う。</p> <p>有識者による検討会を設置し、調査方法・結果について精査し、持続可能な方法での情報発信及び専門人材の養成・支援の在り方について検討し、取りまとめる。</p> |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <p>情報発信の在り方として、持続可能な方法を検討し、場合によっては必要な予算措置等を検討する。</p> <p>専門人材の養成機関として適当と考えられる施設があれば、現行法令等（指定規則）を踏まえた教育内容の見直し・付加や、場合によっては必要な予算措置等を検討する。</p> |
| 担当課室/担当者 | <p>企画課 課長補佐（3001、3019） 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害福祉専門官、障害児支援専門官</p> |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題2 | 点字図書館等におけるアクセシブルな書籍等の提供体制及び製作状況に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 1,200万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 読書バリアフリー基本計画の策定を踏まえ、アクセシブルな書籍等の円滑利用のために実施する支援の内容や視覚障害以外の者も含めた利用状況等、点字図書館における提供体制及び点字出版施設や公立図書館等も含めた点訳・音訳図書の製作状況についての実態調査を行う。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>令和2年7月に策定された読書バリアフリー基本計画において、本基本計画の対象期間（令和2～6年度）に国が講ずる施策の方向性として、視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備、アクセシブルな書籍等の製作の支援、端末機器に関する情報の入手支援及び情報技術の習得支援、アクセシブルな図書等の製作人材の育成などが示されている。</p> <p>これを受けて、同年10月に開催された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会（第6回）」において、点字図書館において実施されている支援の内容や視覚障害以外の者も含めた利用状況、点字図書館・点字出版施設・公立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の製作状況や製作人材の育成の実情、点字図書館における端末機器等に関する情報の入手支援やICTの習得支援の実施状況等の調査を実施することとされている。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>点字図書館、点字出版施設、公立図書館を対象としたアンケート調査・ヒアリング調査を行い、点字図書館における支援や点訳・音訳図書製作の実態と課題を明らかにする。</p> <p>社会調査、障害福祉、教育等の専門家による検討委員会等を開催し、調査結果の分析や活用に向けた論点の整理等を行う。</p> |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 点字図書館における支援、点訳・音訳図書製作の実施状況に関する基礎資料と位置づけ、調査研究によって明らかになった課題解決のための政策立案や予算要求に加え、次期基本計画（令和7年度～）を検討する際の参考資料としても活用する。 |
| 担当課室/担当者 | 企画課自立支援振興室 情報支援専門官（3072）、情報・意思疎通支援係（3076） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題3 | 身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 1,000万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 身体障害者が補助犬を使用して、自立と社会参加の促進が図られるよう、補助犬の質の向上及び普及が進むよう現状分析、課題の整理及び今後の施策の方向性について、調査研究を行う。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | 身体障害者補助犬の訓練については、身体障害者補助犬法施行規則に定める訓練基準に基づき行う事となっており、併せて、平成14年に厚生労働省の検討会により報告された「介助犬訓練基準」、「聴導犬訓練基準」ならびに「介助犬の認定要領」、「聴導犬の認定要領」が指針として活用されているが、その後の見直しは行われていない。現在、身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会を立ち上げ、①補助犬の質の向上、②補助犬使用者の視点からの見直し、③補助犬の普及・啓発の推進を具体的な検討事項として進めており、今後の検討に向けて現状分析や課題の整理等を行う必要がある。 |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>有識者、当事者、訓練事業者、指定法人等をメンバーとする検討委員会（ワーキンググループ）により、以下の調査研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介助犬・聴導犬訓練基準、ならびに認定要領の見直しに向けて、既存の基準と実態とを比較分析する。 ・ 分析の結果を踏まえて課題を整理し、今後の施策の方向性についての意見をとりまとめる。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 介助犬・聴導犬訓練基準、ならびに認定要領について現状分析、課題整理、検討会意見をまとめた報告書を作成し、今後の身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方の方向性に係る議論に活用する。 |
| 担当課室/担当者 | 企画課自立支援振興室 福祉用具専門官（3089）、社会参加活動支援係 内線（3071） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 4 | 補装具費支給制度における姿勢保持に関連する補装具の機能に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 1,000万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 車椅子や電動車椅子、座位保持装置といった姿勢保持に関連する補装具について、多様化するニーズ等への対応を検討するため、補装具費支給制度における現状の種目構造等の分析、課題の整理及び今後の施策の方向性について、調査研究を行う。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | 移動を目的とする車椅子や電動車椅子と姿勢保持を目的とする座位保持装置等の補装具においては、それぞれ本来の目的にとどまらず、重複した機能・役割を持つ見分けのつかないものが多く存在している。その背景には、就労・修学や日常生活の向上を図るため、移動に加えて長時間の安定した姿勢保持等の多様なニーズを求めることが考えられる。その結果、車椅子や座位保持装置等の補装具費の支給申請や支給決定において、個別ニーズの多様化により求める機能や外観だけで判断できず、判断する者の混乱を招く恐れがある。そのため、分類の見直しや今後の支給のあり方を検討する目的として、実態調査を行う。また、併せて車椅子、電動車椅子に用いる付属品等についても調査を行う。 |
| 想定される事業の手法・内容 | 自治体やメーカー等へのアンケートやヒアリングによる実態調査を行い、専門家によるワーキンググループを開催のうえ課題を整理し、今後の施策の方向性についての意見をとりまとめる。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 実態に即した補装具費支給制度における種目、名称等の見直しに活用する。 |
| 担当課室/担当者 | 企画課自立支援振興室 福祉用具専門官（3089）、社会参加活動支援係 内線（3071） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題5 | 手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラムのあり方に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 1,200万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 現在の社会状況や手話通訳者等が置かれている状況を踏まえ、地方自治体で実施されている意思疎通支援や養成研修の現状分析を実施の上、課題の整理及び今後の改訂の方向性について、調査研究を行う。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>現行養成カリキュラムは平成10年に策定されたが、障害者総合支援法や障害者差別解消法の成立、ICT技術の発達による電話リレーサービスや遠隔手話サービスの実施等、聴覚障害者を取り巻く社会環境は大きく変化している。</p> <p>更に、手話通訳者の高齢化が進捗しており、若年層の積極的な養成が不可欠であり、将来的に高等教育機関等における養成の必要性も指摘する意見もあることから、これらの状況を踏まえ、養成カリキュラムの今後のあり方を検討する必要がある。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>有識者をメンバーとする検討会を設置し、以下の調査研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援や養成研修等の現状について、既存の調査を活用して、地域差分析、経年分析等による分析やデータの整理を行う。また、既存の調査では情報が不足する場合等、必要に応じて新規の調査も実施する。 ・現状分析の結果を踏まえて課題を整理し、今後の改訂の方向性についての意見をとりまとめる。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 手話奉仕員及び手話通訳者養成の現状分析、課題整理、検討会意見をまとめた報告書を作成し、令和4年度以降の養成カリキュラム改訂に向けた議論に活用する。 |
| 担当課室/担当者 | 企画課自立支援振興室 情報支援専門官（3072）、情報・意思疎通支援係（3076） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題6 | 地域生活支援事業の効果的な取組を推進するための調査研究 |
| 補助基準額 | 800万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 障害者総合支援法に基づき、地方公共団体が実施する地域生活支援事業の実施状況を把握・分析し、効果的な取組を推進するための調査研究を実施する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>地域生活支援事業は、地方公共団体が地域の実情や障害者等のニーズに応じて、柔軟に実施する事業として平成18年度に創設。近年、障害者等の社会参加が進む中、多様化するニーズに対応していくため、事業の有効性の向上を図る必要がある。</p> <p>※ 令和元年度は移動支援等の一部事業について、令和2年度は訪問入浴サービス等の任意事業など地域生活支援事業の全体像をとらえる調査研究を行った。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治体アンケート調査 全国の都道府県、市町村を対象に、本事業の実施状況（実施体制、実績等）について実態把握を行う。 ・自治体等ヒアリング 過去の関連調査報告や上記アンケート調査等からサンプル自治体を選定し、事業を効果的に実施する要因分析を行うためのヒアリングを実施。（自治体は人口規模等を勘案し20箇所程度、有識者3名程度を想定。） <p>※ あわせて、他制度との連携や困難事例への対応、新型コロナウイルス感染拡大の影響等についても把握し検証を行う。</p> |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 地域生活支援事業の各事業の類型ごとに、目安や参考となる事業モデルを把握することにより、事業の適正かつ効果的な取組のさらなる推進を図るための企画・立案や、次期障害福祉計画（令和6年度施行）への活用につなげる。 |
| 担当課室/担当者 | 企画課自立支援振興室 地域生活支援係（3077） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題7 | 全国の障害者による文化芸術活動の現状分析に関する研究 |
| 補助基準額 | 800万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 障害者文化芸術推進法（以下、「法」という）施行後に実施された全国における障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の取組を分析するとともに、令和元～2年度に厚生労働省が実施した全国の障害者による文化芸術活動の実態把握に資する調査等をふまえ、法に定められた11の基本的施策の現状および推進に必要な分析や課題整理を行う。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>法に基づく国の基本計画（第1期：令和元～4年度）においては、法の規定を踏まえ11の基本的施策を推進するとともに、全国の障害者の文化芸術活動の実態を把握することとなっている。</p> <p>そのため、令和元年度以降、厚生労働省は、障害者芸術文化活動普及支援事業、障害者芸術・文化祭、障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業を実施し基本的施策を推進するとともに、全国の障害福祉施設、障害者本人、障害者芸術文化活動支援センターを対象に文化芸術活動の実態把握に資する調査等を実施している。</p> <p>今後本格化する第2期基本計画策定の検討に向け、これらの施策の取組状況や全国調査の結果等に基づき、法に定める11の基本的施策の現状を整理・分析するとともに、関連する事業で設定すべき目標や達成を測るための指標について検討が必要である。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元～2年度に本事業で実施した全国の障害者の文化芸術活動の実態把握に資する調査の分析 ・障害者芸術文化活動普及支援事業を実施する支援センター等へのアンケート・ヒアリング等 ・令和元～3年度までの全国障害者芸術・文化祭及び障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業に関する文献資料の調査、開催県へのヒアリング等 ・障害福祉、文化芸術、政策、障害者の文化芸術活動等の専門家による検討委員会等による調査結果の分析や活用に向けた課題・論点の整理等 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 第2期基本計画における基本的施策の目標や達成時期等を設定するために活用する。 |
| 担当課室/担当者 | 企画課自立支援振興室 障害者芸術文化活動支援専門官（3079） |

令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 8 | 障害福祉分野の行政職員等を対象とした障害者による文化芸術活動に関する研修ツールの研究 |
| 補助基準額 | 500万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 全国の障害福祉分野の行政職員や支援員等が、障害者による文化芸術活動について理解を深め、各地域において積極的かつ効果的な施策や取り組みが行われるためのハンドブック、プレゼンテーションツール等について研究・作成する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>地域における障害者の文化芸術活動の推進にとって、担当窓口となる障害福祉分野の行政職員や日常生活の支援を考える支援員が、文化芸術活動やその効果について十分に理解することは非常に重要である。</p> <p>また、障害者文化芸術活動推進法（以下「法」という。）には、地方公共団体における推進計画の策定が努力義務規定として設けられており、多分野の関係者が協働し策定作業を進める際に、当該活動の有用性等の理解を進め、認識の共有を図ることは不可欠である。</p> <p>そのため、本研究において、文化芸術活動に馴染みのない障害福祉分野の行政職員や支援員を対象に、障害者による文化芸術活動の必要性、重要性について理解を深める実用的なツールを研究・作成し、地方公共団体における計画の策定をはじめ、障害福祉行政やサービスにおける文化芸術活動の推進につなげることを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による文化芸術活動に関する基本的な情報（法令、定義、役割等）、事例、ニーズ、成果、活用できる情報やサポート等の整理 ・ 行政職員や支援員等に対するアンケート・ヒアリング ・ 文化芸術、障害福祉、障害者による文化芸術活動等の専門家による検討 ・ モデル研修の実施による検証 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体における職員の理解促進、効果的な施策立案及び計画策定に活用 ・ 厚生労働省の実施する全国会議等において、行政職員、支援センター初任者研修等で活用 ・ 各都道府県における相談支援従事者研修等における活用 |
| 担当課室/担当者 | 企画課自立支援振興室 障害者芸術文化活動支援専門官（3079） |

令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題9 | 障害者の支援機器開発における出口問題を踏まえた開発プロセスの構築に資する調査研究 |
| 補助基準額 | 1,000万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 市場規模の小さい福祉機器産業領域において、開発される支援機器の公的制度の枠に限らない出口問題に係る情報の整理と課題の明確化を行う。明確化された課題をもとに、支援機器開発企業が見据えた開発プロセスの立案に資する資料を提供する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | 市場規模の小さい福祉機器産業領域において、障害者（児を含む）に継続的に支援機器を普及するためには、支援機器を開発する企業等が開発着手の段階で出口を見据えた開発プロセスを立案できることが極めて重要である。特に、公的支給制度にとらわれない支援機器の開発においては、国内・外の制度および規制等も見据えて開発を進める必要性がある。しかしながら、これらの支援機器開発における出口問題については現状も把握されておらず、その課題も明らかではない。 |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援機器の開発実績のある企業、研究所、エンジニア、医療福祉関連職等に対して、開発した支援機器の出口およびその開発プロセスについて調査する。 ・ 上記調査で、出口問題により開発が進まない事例についてヒアリング調査を実施し、その課題を明らかにする。 ・ 公的支給制度にとらわれない支援機器の出口の可能性について、国内・外の公的制度および規制等を含めた出口の状況を調査する。 ・ 調査およびヒアリングの結果、また過去の関連するデザイン思考等の調査研究成果も参考にし、出口を見据えた一連の開発プロセスを構築する。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <p>支援機器を開発する企業等にとって、出口を見据えた開発プロセスの立案に活用できる。</p> <p>支援機器を開発する企業等が、出口を見据えた開発に着手できるようになることで、障害者に真に必要とされる支援機器の開発が促進される。</p> |
| 担当課室/担当者 | 企画課自立支援振興室 福祉工学専門官（3088） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 10 | 地方自治体における支給決定事務に関する実態調査 |
| 補助基準額 | 1, 200万円を上限とする。 |
| 事業概要 | <p>高齢障害者の障害福祉サービスの利用実態把握のため、中・高齢期に新たに支給決定を受ける者の実態について調査する。</p> <p>また、文書量削減や事務効率化のため、地方自治体への実態調査を通して、国から示している指定関係や加算関係の標準様式の活用状況の把握、内容の見直しを行うなど、届出の効率的な手法などを検討する。</p> |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>障害者の高齢化が進む中、中・高齢期で新たに障害福祉サービスを利用する者の実態を調査する。</p> <p>また、地方自治体や障害福祉サービス事業所の文書削減や業務効率化の観点からは、国から示している標準様式を活用することが考えられるが、これを活用しやすいものとするのが重要である。関連して、事業所の指定申請とあわせて障害福祉サービス事業等の開始の届出が必要となるが、これら2つの手続きについて、各自治体の取組を調査する。</p> <p>さらに、居住地特例に係る自治体間の事務処理の実態を調査する。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>支給決定事務の主体となる自治体に対するアンケート調査（悉皆調査）により、実態を把握する。</p> <p>また、文書削減や効率化のための見直しや居住地特例の運用については、関係自治体や有識者等で構成される検討会を設置して議論する。</p> |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <p>障害福祉サービス事業所等の事務負担軽減や、高齢障害者への支援等を検討する際の基礎資料とする。</p> |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課 企画法令係（3046） |

令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 11 | 障害福祉分野における感染症対策に関する指針の策定 |
| 補助基準額 | 500万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 障害福祉サービス事業所等において令和6年度から義務化が予定されている、感染防止対策に関する指針の策定に向けて、指針のひな形を作成する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>令和3年度報酬改定により、障害福祉サービス事業所等に対しては、感染症の発生等に関する取組や業務継続計画の策定等が令和6年度から義務化されることが予定されている。</p> <p>これに向けて、令和2年度においては、感染対策マニュアルや業務継続ガイドラインの策定を行ったところであるが、令和6年度から各事業所の取組が円滑に進むよう、新たに事業所で策定が予定されている感染防止に関する指針のひな形をサービス類型で整理する。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | 有識者等による検討会における議論を踏まえ、指針のひな形を策定する。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 本事業で策定した指針について、事務連絡により各都道府県等に周知する。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課 企画法令係（3046） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 12 | 就労継続支援事業A型事業所における就労支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究 |
| 補助基準額 | 700万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 本研究では就労継続支援A型事業所における就労支援事業の健全性や収益性に関する評価のあり方について検討すると共に、就労支援事業の会計処理基準に則した適正な処理を促進するための方策を検討することを目的とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>就労継続支援A型事業所等の就労支援事業においては、事業所が行う生産活動の収入から経費を除いた額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上でなければならないとしており、生産活動収支が就労支援事業の重要な評価軸として位置づけられているところであるが、利用者の賃金を向上させるために、事業所が一時的に事業拡大や設備投資を行った場合も、支出増により経営改善が求められる場合があるなど、就労支援事業の健全性や収益性の評価という点では課題がある。</p> <p>また就労支援事業の会計処理においては、福祉事業会計との按分処理が各事業所によってばらつきがある等、統一的な取扱いがなされておらず、生産活動収支の客観的な評価という点で課題があり、会計処理の統一的な運用が求められるところである。</p> <p>就労継続支援A型事業においては、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、生産活動の実績について報酬上の評価の対象とする方向性を検討しており、生産活動収支を含めた就労支援事業の評価の在り方について検討していく必要がある。</p> <p>本研究では就労支援事業の評価と会計処理基準の適正な運用にかかる検討会を設置し、令和2年度に実施された調査研究（「就労系福祉サービスにおける就労支援事業会計の管理の実態と会計処理における課題に関する調査研究」）の結果等をもとに就労継続支援A型事業所における就労支援事業の評価のあり方と共に、就労支援事業の会計処理基準の適正な運用方法を検討することを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>就労継続支援A型事業所の会計担当者、学識経験者、公認会計士等の専門職等で構成される検討会を設置し、就労支援事業の評価と就労支援事業会計の会計処理基準の適正な運用方法を検討し、就労支援事業の評価基準及び就労支援事業の会計処理基準の運用見直し案の作成を行う。</p> <p>検討会において就労継続支援A・B型事業所に対するヒアリング調査を実施し、より詳細な実態把握をもとに検討会での議論につなげる。</p> <p>就労支援事業の評価基準及び就労支援事業の会計処理基準の運用見直し案を取りまとめた報告書を作成する。</p> |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <p>検討会報告書を元に、就労支援事業の評価基準にあわせた就労継続支援A型事業の指定基準の見直し等を検討する。</p> <p>就労支援事業の会計処理基準の運用見直し案を元に、就労支援事業の会計処理の統一的な取扱いの導入等、必要な見直しを検討する。</p> |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課 就労支援専門官（3018） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 13 | 就労系福祉サービスにおける支援の質の向上に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 1,000万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 就労支援が十分に提供されていない障害者（新たな対象者）に対する就労系福祉サービスの支援の実態、新たな対象者に対して、質の高い支援を行うための支援者の人材育成の実態について把握し、就労系福祉サービスの支援力向上のために取り組むべき課題と対応策について検討することを目的とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>就労系福祉サービスの利用を希望する者の属性が多様化し、大学等高等教育機関に在籍する者、企業等に在職中の者、企業等を退職した者等、これまでに対象者と想定していなかった障害者（新たな対象者）の利用が増加している中、各事業所が支援の質を維持するためには、新たな支援ノウハウの習得が必要になっていると考えられるが、これら新たな対象者に対する支援の実績や効果等の実態は把握出来ていない。</p> <p>また、各事業所に配置されている就労支援員、職業指導員等の支援者が、これら新たな対象者に対して質の高い支援を実施していくためには、支援者の人材育成が必要になるが、就労系福祉サービスにおける人材育成の実態も十分に把握されていない状況がある。</p> <p>本調査研究においては、新たな利用者への支援の実態及び各事業所における支援者の人材育成の実態を明らかにし、就労系福祉サービスにおける支援の質の向上に向けて、新たな対象者に対して、雇用、人材開発、教育、医療等の他分野との連携を含めた就労支援モデル、就労系福祉サービスの人材育成の方策について検討することとする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>就労移行支援、就労継続支援A・B型を対象として、以下についてアンケート調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等高等教育機関に在籍する者、企業等に在職中の者、企業等を退職した者等の新たな利用者に対する支援状況 ・支援力向上のために実施している人材育成の取組 <p>新たな利用者に対して効果的な支援を行っている事業所及び効果的な人材育成を実践している事業所に対するヒアリングの実施。</p> <p>アンケート調査等の結果を下に、有識者による検討会を実施し、新たな利用者に対する就労支援モデル（効果的な就労支援のための他機関との連携方法、支援フローや支援方法をまとめたもの）の検討及び事業所における人材育成等の人的環境整備の実践モデルの検討を行い、報告書及び事例集にまとめる。</p> |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・報告書及び事例集を各自治体、就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所に対して周知し、支援ノウハウ及び人材育成の実践モデルの横展開をはかる。 ・就労系福祉サービスの支援実態や人材育成の状況については、障害者雇用と福祉施策の連携強化における「新しい就労支援ニーズの対応」「就労支援人材の育成確保」にかかる施策検討の基礎資料として活用する。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課 就労支援専門官（3018） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 14 | 入院中の重度障害者のコミュニケーション支援等に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 800万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 入院中の重度障害者の支援ニーズ等を踏まえて、入院中のコミュニケーション支援等の必要性を判断する基準・指標等を検討する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>平成30年4月より、障害支援区分6の重度訪問介護利用者が病院等に入院したときに、当該利用者のニーズを的確に医療従事者に伝えるため、コミュニケーション支援等に限り入院中も重度訪問介護の利用ができるようになった。</p> <p>当該制度の見直しを含む障害者総合支援法改正案に対する国会の附帯決議では、「入院中における医療機関での重度訪問介護については、制度の施行状況を踏まえ、個々の障害者の支援のニーズにも配慮しつつ、対象者の拡大等も含め、その利用の在り方について検討すること」とされた。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業においては、入院中の重度訪問介護利用者の支援ニーズ等を踏まえて、入院中のコミュニケーション支援等の必要性を判断する基準・指標等を検討することを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | 医師を含む有識者をメンバーとする検討会を設置し、入院中のコミュニケーション支援等の必要性を判断する基準・指標等を作成する。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 求める成果物は入院中のコミュニケーション支援等の必要性を判断する基準・指標等であり、今後の施策を検討する上での基礎資料として活用されることが期待される。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課 訪問サービス係（3092）、障害福祉専門官（3040） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 15 | 障害福祉の現場におけるハラスメントに関する調査研究 |
| 補助基準額 | 1, 200万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 障害福祉の現場におけるハラスメントの実態把握や障害福祉サービス等事業者におけるハラスメント対策の取組事例の収集を行い、現場の実態を踏まえた対応策及び方針を検討するとともに、障害福祉サービス等事業者向けのハラスメント対策マニュアルを作成する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | 障害福祉サービス等の人材確保等の観点から、職員が安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整えることが重要である。そのための課題の一つである、障害福祉の現場における利用者や家族等によるハラスメントへの対応として、ハラスメントの実態を把握し、事業者として取り組むべき対策などを示すことが重要となっている。 |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>①検討委員会の設置・運営：障害福祉サービス等に関する知見を有している学識経験者、事業所団体、労働問題やハラスメントを専門とする法律関係者等により構成し、以下の調査等に基づき検討を行う。</p> <p>②アンケート調査：全国の障害福祉サービス等施設・事業所に対する抽出調査を実施（ハラスメントの実態や防止のための対策の実施状況、課題等）</p> <p>③ヒアリング調査：ハラスメント対策マニュアルの作成にあたり、現場におけるハラスメントの実態及びハラスメント対策の取組、課題についてヒアリング調査を実施</p> <p>④報告書及びハラスメント対策マニュアルのとりまとめ：②③を踏まえ、現場におけるハラスメントの実態と対策についてとりまとめ。</p> |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | ハラスメント対策マニュアルを事業者に広く周知することで、障害福祉の現場におけるハラスメント対策の推進が図られ、それによって障害福祉サービス等の人材確保にも資する。 また、今後のハラスメント対策に係る研修の研究事業の検討材料となる。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課 評価・基準係（3036） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 16 | 障害福祉サービスにおける介護職員による喀痰吸引等の実施状況及び医療的ケアのニーズに関する実態調査 |
| 補助基準額 | 1,000万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者における介護職員（介護福祉士又は認定特定行為業務従事者）の医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養）の実施状況等を把握するとともに、利用者側の訪問サービス事業所及び障害者支援施設等並びに当該施設・事業所に勤務する介護職員の喀痰吸引及び経管栄養以外も含めた医療的ケアニーズ等を把握する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一定の研修を修了した介護職員等が一定の条件の下でたんの吸引等を実施することができるようになり、令和3年に10年目を迎える。</p> <p>この間、喀痰吸引等研修の実施状況を中心に実態調査を実施してきたが、訪問サービス事業所や障害者支援施設等が医療的ケアを実施する際の具体的な対応状況については、明らかになっていない。また、利用者、訪問サービス事業所及び障害者支援施設等並びに当該施設・事業所に勤務する介護職員の喀痰吸引及び経管栄養以外も医療的ケアニーズ、医療的ケアを実施するに当たって抱えている課題等については、十分な調査が行われていない。</p> <p>そのため、利用者、施設・事業所、職員それぞれの認識を整理しつつ、登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者における介護職員による医療的ケアの提供状況の実態を明らかにする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | 訪問サービスや障害者支援施設等の事業者や医療関係者等を構成員とするWGを設置し、調査票の設計や調査結果の集計、分析、検証を行う。その際、併せてヒアリング調査等により、現場の実態を詳細に把握することも検討する。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 利用者に対する登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者における介護職員による適切な医療的ケアの提供を行うための検討に活用する。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課 訪問サービス係（3092）、福祉サービス係（3091） 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 医療的ケア児支援専門官（3101） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|----------------|---|
| 指定課題 17 | 障害特性を踏まえた栄養ケア・マネジメントのあり方に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 1,000万円を上限とする。 |
| 事業概要 | <p>障害者が良好な健康・栄養状態を維持し、必要な栄養素等を摂取するためには、障害特性を踏まえた栄養ケア・マネジメントを行い、個別の状況に合わせた食生活の支援が必要になることから、障害特性を踏まえた栄養ケア・マネジメントのあり方を整理した上で、その支援方法を標準化したマニュアルを作成する。</p> <p>また、障害児の栄養管理については、児童福祉施設を中心に支援体制の強化に向けて、実態把握を行うとともに、先行事例を整理する。</p> |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>障害者が自立して快適な日常生活を営み、尊厳のある自己実現をめざすために、良好な健康・栄養状態を維持し、「食べる楽しみ」を支援していくことは重要である。</p> <p>障害者は、低栄養と過栄養の二重負荷が存在するとともに、食事時の特徴・症状として、摂食嚥下機能障害や偏食、感覚敏感等の特性が観察されることから、適切な栄養補給が難しい状況がある。</p> <p>しかし、適切な栄養補給をするための栄養ケア・マネジメントについては、障害者特性等を踏まえた栄養アセスメントや評価手法が標準化されておらず、個別に手探りで対応していることから、障害者特性を踏まえた栄養ケア・マネジメントのあり方を整理するとともに、障害者支援施設や家庭等で適切な栄養補給ができるよう、多職種が連携して支援していくためのマニュアルを作成することを目的とする。なお、児童福祉施設を利用している障害児については、「児童福祉施設の食事の提供ガイド」を活用しながら栄養管理がされているが、当該ガイドが令和4年度を目処に改定される予定であることから、障害児の栄養管理の質の向上に向けた取組に資する先行事例を収集し、当該ガイドに反映させる。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>障害者が良好な健康・栄養状態を維持していくために必要な栄養ケア・マネジメントの手法や食生活支援（障害特性を踏まえた献立や調理形態、食卓の状況等）に関する国内外の文献調査（諸外国のガイドライン含む）を行い、課題整理を行う。なお、諸外国のガイドラインについては、概要を作成する。</p> <p>文献調査の結果を踏まえて設定した基準を基に好事例の選定を行い、障害特性に応じた栄養ケア・マネジメントのあり方を整理する。その際、必要に応じて施設等の関係者からヒアリングを行う。</p> <p>障害者支援施設や家庭等で適切な栄養補給ができるよう、多職種が連携して支援していくための標準化されたマニュアルを作成する。</p> <p>障害児が良好な健康・栄養状態を維持していくために必要な支援（相談体制や連携体制含む）について、施設調査等により実態把握を行い、障害児の栄養管理の質の向上に資する取組に関する先進事例を収集する。</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| | <p>なお、調査研究等を進めるに当たっては、障害者の栄養指導に関する有識者や実践者（事業所、関係団体）等から構成された検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること。</p> |
| <p>求める成果物の活用方法（施策への反映）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取りまとめられたマニュアルを地方自治体や関係団体に配布し、活用の促進を図る ・ 障害者福祉施設等における栄養ケア・マネジメントを実施する際に用いることにより、障害者の栄養管理の質を高める ・ 子ども家庭局母子保健課と連携の上、児童福祉施設の食事提供ガイドの改定に活用する |
| <p>担当課室/担当者</p> | <p>障害福祉課 障害福祉専門官（3040）、栄養専門官（2951） 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官（3048）</p> |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 18 | 発達障害者支援センターの地域支援機能、運営状況等に関する実態調査 |
| 補助基準額 | 600万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 発達障害者支援法施行後15年が経過し、その間の発達障害児者支援に係る地域の状況は大きく変化し、支援ニーズも多様化・複雑化してきた。この変化に対応していくために、発達障害者支援センターの地域支援機能や運営状況、近年の地域支援ニーズ等の実態を把握し、発達障害者支援センターに求められる役割や今後取り組むべき方向性を検討する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、発達障害者支援センター（以下センター）はそれぞれの地域の実情に応じて様々な支援を展開してきた。発達障害者支援法施行後15年が経過し、近年は発達障害児者に係る問題は非常に多岐にわたり、支援ニーズも多様化・複雑化している状況の中、センターが地域の実情を踏まえ、柔軟に対応していくことが求められている。</p> <p>一方で、これまで地域の支援ニーズの多様化・複雑化に対するセンターの在り方について十分に検討されたことがなく、センター運営事業の実施体制や役割を含め検討が必要である。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターに対する地域支援機能や運営状況、利用者のニーズ等に関するアンケート調査およびヒアリング等 ・アンケート結果を踏まえた、今後の発達障害者支援センターの役割や今後の方向性等の在り方の協議 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・報告書を作成し、今後の発達障害者支援の基礎資料とする。 ・「発達障害者支援センターの今後の在り方に関する提言」をまとめ、発達障害者支援センター運営事業について検討資料とする。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官（3144） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 19 | 高齢期発達障害者支援における関係機関の役割と地域連携の在り方に関する調査 |
| 補助基準額 | 400万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 全国の発達障害者支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の高齢期発達障害者支援について、現状先進的に取り組んでいる機関の実践の好事例を収集し、地域の中で各支援機関の役割や連携の仕方等の高齢期発達障害者支援についての方向性を検討し、発達障害者の高齢期に関する課題に対する地域支援の在り方について明らかにする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>令和2年度「発達障害者支援における高齢期支援に関する実態調査」にて発達障害者支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会での高齢期年代の実態を調査し、一定数の対象者の存在がある中で、未診断者もおおく、その対応や連携等ができていない現状等の課題があることが明らかになった。</p> <p>一方、各機関においての高齢期発達障害者支援についての取り組みも見え、そのような各機関の実践を収集し、整理することで今後の地域での具体的な支援や連携の方向性等を検討することが必要である。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の機関の好事例を収集する（視察・ヒアリング調査） ・地域における各機関の高齢期支援の役割や連携の方向性等の在り方の協議 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・報告書を作成し、今後の高齢期発達障害者支援の資料として活用する。 ・高齢期の発達障害者支援における地域連携についての検討資料とする。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 発達障害施策調整官（3144） |

令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|--|
| 指定課題 20 | 医療的ケア児の実態把握のあり方及び医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置と活用等に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 1, 200万円を上限とする。 |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ① 医ケア児数の実態把握の目的を整理し、自治体の取組等を参考に標準的な把握方法について検討する。 ② 医療的ケア児等コーディネーターについて、医ケア児の分布や地域資源等を踏まえた適切な配置について検討する。 ③ 医療的ケア児支援センターの設置に向けて、当該センターの設置に参考になる自治体の取組を収集する。 ④ 災害時に医療的ケア児が必要な支援等について検討する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <ul style="list-style-type: none"> ① 医療的ケア児の把握については、障害児福祉計画において医ケア児数の把握が求められているが、医ケア児は身体障害者手帳等から定型的に把握することができず、統一的な調査方法が確立されていない。そのため、医ケア児数の把握の必要性や目的の整理を行った上で、調査、把握方法等について検討し、自治体に提示していく必要がある。 ② 医療的ケア児等コーディネーターについては、第2期障害児福祉計画において、新たに都道府県及び市町村（圏域でも可）ごとに設置することが規定されたが、医ケア児数の分布や医ケア児が利用できる地域資源には偏りがあることから、配置数や配置場所については地域毎に状況が異なる。そこで、自治体の規模別や基幹病院の有無等の差により、医療的ケア児のサービスの調整等に係る量や質に差があるのかを整理し、適切な配置について検討する必要がある。 ③ 「医療的ケア児支援法案（仮）」において、医療的ケア児支援センターの設置（第14条）が規定されているが、医ケア児センターには相談機能が求められており、医ケア児等コーディネーターの配置とも深く関連する。将来的な医ケア児センターの設置の参考となる事例を収集する必要がある。 ④ 医療的ケア児は、災害時は避難行動要支援者であるが、医療機器を装着していることから、非常用電源の確保や医療材料の確保等が必要などの特性があり、災害時に必要な支援について整理、検討する必要がある。 |
| 想定される事業の手法・内容 | ①委員会を設置し、医療的ケア児数等の把握の必要性や目的を整理する。その際、国及び自治体の役割についてもあわせて整理する。目的を達成するために必要な自治体における効率的な把握方法や把握すべき項目等について検討する。国及び自治体における医療的ケア児数等の把握方法や把握すべき項目等について、自治体に対するアンケート調査やヒアリング（事例収集）を実施する。 |

| | |
|----------------------------|---|
| | <p>②③委員会を設置し、医療的ケア児等コーディネーターの実態調査の結果に基づいて、配置数や配置場所等について自治体の特性に基づく適切な配置について検討する。自治体に対して医療的ケア児等コーディネーターの配置等について、医療的ケア児コーディネーターに対して業務内容等についてアンケート調査を行う。また、アンケート調査の中で関係機関への情報提供や研修を行っている事例を抽出し、ヒアリング調査を行い、事例集として取りまとめる。実態調査の中から医療的ケア児に対する相談以外に関係機関への情報提供や研修を行っている事例（医ケア児支援センターの機能）を抽出し、取組事例として集約する。</p> <p>④委員会を設置し、医療的ケア児の災害時の支援について整理する。自治体に対して、医ケア児の災害時の支援や非常用電源の確保等についてアンケート調査を行う。</p> <p>※①～④における自治体に対する調査については、できる限り一体的に実施する等自治体の負担を考慮する。</p> |
| <p>求める成果物の活用方法（施策への反映）</p> | <p>自治体に対する技術的助言として自治体に提示</p> |
| <p>担当課室/担当者</p> | <p>障害福祉課障害児・発達障害者支援室 医療的ケア児支援専門官（3101）</p> |

令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 21 | 児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究 |
| 補助基準額 | 800万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 児童発達支援・放課後等デイサービスに用いられている指標について、乳幼児期・学童期に適した指標について研究し、新たな指標案を作成する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | 児童発達支援・放課後等デイサービスに用いられている加算の該当を判定する指標について、その判定をする際の解釈については、障害支援区分の判定に用いる認定調査員マニュアルを参考としている。認定調査員マニュアルは基本成人の方の状態像を想定していることから、乳幼児期・学童期への解釈、判定を行うには、乳幼児期・学童期の障害児の状態像をイメージしづらい点もあり、自治体において判定にバラツキがあることが指摘されている。そのため、乳幼児期・学童期に適し、また、自治体で判定する際において理解しやすく、バラツキの少ない指標の作成の必要がある。 |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援に関して精通している有識者等から構成されたWGを設置し、新指標（案）について検討を行う。 ・ 現在の指標の運用状況について実態把握を行う。 ・ 新指標（案）の作成をする |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業で作成された新指標（案）を元に、新指標を確定した後、次期報酬改定への導入を検討する。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官（3048） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 22 | 自立生活援助事業者と居住支援法人の連携構築のための研修カリキュラム及びガイドブックの作成 |
| 補助基準額 | 800万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 自立生活援助事業者と居住支援法人の連携構築のためのモデル研修を開催し、効果的な連携研修カリキュラムを開発するとともに効果的な連携に資するガイドブックを作成する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するために自立生活援助を創設した。</p> <p>自立生活援助の事業の実施状況は低調となっており、取組の推進が課題となっている。</p> <p>また、住宅確保要配慮者の入居に関しては、賃貸人の約7割が障害者に対して拒否感があるとしているなど、居住支援施策と自立生活援助の連携を進めることが団体からも求められている。令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、自立生活援助事業所と居住支援法人等との連携について加算で評価する予定であるが、効果的な連携方法等を示す必要がある。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のため、自立生活援助及び居住支援法人の知見や実践のある障害福祉サービス事業者、自治体職員、学識者等で構成する検討委員会を設置する。 ・令和2年度障害者総合福祉推進事業において開発した自立生活援助の「運営ガイドブック」を活用した居住支援法人との連携構築のためのモデル研修を開催する。 ・モデル研修の成果も踏まえて、連携構築のための研修カリキュラム及び効果的な連携に資するガイドブックを作成する。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・作成された連携構築のための研修カリキュラム及び効果的な連携に資するガイドブックを自治体に周知する。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課地域生活支援推進室 障害福祉専門官（3104） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 23 | グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査研究 |
| 補助基準額 | 1,000万円を上限とする。 |
| 事業概要 | グループホームの運営実態の把握のため悉皆調査及びヒアリング調査を実施する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>以下の現状等を踏まえ、グループホームの施策の検討に当たっての基礎データを得るため、グループホームの運営及び支援内容等について実態把握を行う必要がある。</p> <p>(現状等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームについては、平成18年度に障害者自立支援法のサービスとして位置づけ、入所施設や精神科病院等からの地域移行を進めるために整備を推進してきたところであり、令和元年11月に入所施設の利用者数を上回り利用者数は13万人に増加。 ・施設入所者は重度化傾向であり、グループホームにおける重度障害者の受入体制の整備が課題。介護サービス包括型・外部サービス利用型のグループホームに加え、平成30年度報酬改定において障害者の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型」グループホームを創設したところであるが、介護サービス包括型との差別化が十分ではないとの指摘がある。 ・グループホームの利用者は、障害程度の軽い者・重い者が混在するとともに、アパート型など様々な運営形態が存在。 ・利用者の中にはグループホームではなく一人暮らしを希望する者が一定数存在。 |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のため、グループホームの知見や実践のある障害福祉サービス事業者、自治体職員、学識者等で構成する検討委員会を設置する。 ・グループホームの運営及び支援の実態等を把握するため、指定事業所の悉皆調査及びヒアリング調査を実施する。 ・具体的には、グループホームの運営や利用者の状況、支援の実態、地域におけるグループホームの需要と供給の状況などについて把握・分析。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査結果について、グループホームの施策の検討に当たって参考として活用する。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課地域生活支援推進室 障害福祉専門官 (3104) |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 24 | 障害者ピアサポート研修における講師の養成のための研修カリキュラムの効果測定及びガイドブックの開発 |
| 補助基準額 | 600万円を上限とする。 |
| 事業概要 | <p>令和2年度厚生労働科学研究費補助金で開発した障害者ピアサポート研修（地域生活支援事業）における講師を担える障害者の人材養成のための研修カリキュラムを活用したモデル研修を実施し、その効果を測定すると共に必要に応じてカリキュラムの改定を行う。</p> <p>また、自治体が講師養成のために参考となるガイドブックを作成する。</p> |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>平成30年度厚労科研で開発した「障害者ピアサポート研修」を令和2年度に地域生活支援事業として事業化したが、研修講師に障害者ピアサポーター又はそれに準じる障害者を講師とすることが実施要綱に規定されている。</p> <p>また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、「障害者ピアサポート研修」の修了を要件とした加算を創設する見込み。</p> <p>今後、自治体が当該研修実施のための講師を担える障害者及びピアサポートに知見のある障害者ではない専門職の人材養成をしていくことが喫緊の課題となっている。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のため、障害者ピアサポートの知見や実践のある障害当事者、障害福祉サービス事業者、学識者等で構成する検討委員会を設置する。 ・令和2年度厚労科研で開発した障害者ピアサポート研修（地域生活支援事業）における講師を担える障害者の人材養成のための研修カリキュラムを活用したモデル研修を複数箇所実施する（ピアサポートに知見のある障害者ではない専門職も対象とする）。 ・モデル研修の結果を踏まえてカリキュラムの改定を行う。 ・自治体が講師養成のために参考となるガイドブックを作成する。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・開発されたガイドブックを自治体に周知する。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課地域生活支援推進室 障害福祉専門官（3104） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 25 | 地域生活支援拠点等の運営実態の検証と効果的な機能の評価指標の開発 |
| 補助基準額 | 800万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 第5期障害福祉計画で市町村又は圏域ごとに1箇所以上の整備とした地域生活支援拠点等について、その運営実態の検証のための調査を実施するとともに、効果的な機能の評価指標を開発する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）の基本指針では、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本」としている。</p> <p>一方、地域生活支援拠点等については、令和2年4月1日時点で整備済みが468市町村（速報値）、第5期障害福祉計画の最終年となる令和2年度末時点では約1100市町村（全国の市町村数：1741市町村）の整備に留まる見込みである。</p> <p>このような状況を踏まえ、地域生活支援拠点等が未整備の市町村の状況を把握するとともに、整備済みの市町村における地域生活支援拠点等として備えるべき機能の具体的な整備状況について把握する必要がある。</p> <p>また、地域生活支援拠点等の機能の充実を推進するため、市町村が地域生活支援拠点等の運用状況の検証等を行うに当たって参考となる客観的な評価指標を開発する必要がある。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施のため、地域生活支援拠点等の知見や実践のある障害福祉サービス事業者、自治体職員等で構成する検討委員会を設置する。 ・ 地域生活支援拠点の整備状況に関して市町村の悉皆調査を実施する。 ・ 地域生活支援拠点等の類型や人口規模等の地域特性などを踏まえた好事例、また、課題のある事例を抽出した質的調査を実施する。 ・ 令和元年度障害者総合福祉推進事業「地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査」の内容も参考としつつ、市町村が地域生活支援拠点等の運用状況の検証等を行うに当たって参考となる客観的な評価指標を開発する。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果や開発された評価指標を自治体に周知する。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課地域生活支援推進室 障害福祉専門官（3104） |

令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 26 | 相談支援事業所及びその従業者の業務実態把握及び相談支援事業の在り方を検討する調査研究 |
| 補助基準額 | 1, 200万円を上限とする。 |
| 事業概要 | <p>障害者総合支援法並びに児童福祉法により実施される障害者等を対象とした相談支援事業（注）について、その事業所及び従業者の業務実態を総合的に把握する調査を実施するとともに、調査結果等に基づいた両法下における相談支援事業の今後の在り方について検討する。</p> <p>（注）障害者相談支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業</p> |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>相談支援事業については、制度と業務実態が乖離している、制度が複雑化しわかりづらい等の声がある。</p> <p>特に、基本相談を重視すべき、基本報酬を報酬上評価すべきとの声が多くあり、基本相談の定義や具体的に該当する業務との関係については一定の整理が必要と考えられるが、その実態は明らかになっていない。</p> <p>介護分野においては、タイムスタディ等の方法を用いて、法令等に定める業務以外を含めた包括的な業務実態把握が既に実施されている。</p> <p>障害分野において、運営基準や標準的なケアマネジメントプロセスにより想定される業務以外を含めた総合的な業務実態把握は、平成19年度に一度行われたのみである（その後、制度改正を重ねており、現在の実態を表したものではない）。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・タイムスタディによる相談支援事業従業者の業務実態調査 ・質問紙及びヒアリング（オンライン可）による事業所実態調査 ・検討委員会の設置による検討 <p>※調査は全て、指定事業・市町村地域生活支援事業含めすべての相談支援事業を対象とすること。</p> <p>※調査には、ICTの活用及び業務効率化の取組とその影響に関する内容を含むこと。</p> |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 制度改正や報酬改定の際のエビデンスとして活用 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課地域生活支援推進室 相談支援専門官（3043） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 27 | 地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 500万円を上限とする。 |
| 事業概要 | <p>入口支援（注）に対応しうる障害者の相談支援体制整備について、全国の先進事例の調査を行い、地域生活定着支援センターとの連携を中心とした効果的な連携方策の在り方について検討を行う。</p> <p>（注）知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等のうち福祉サービス等を必要とする者について、弁護士や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組（入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会検討結果報告書 令和2年3月法務省・厚生労働省）</p> |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、障害のある人についても、いわゆる「入口支援」が本格化することになる。</p> <p>司法と福祉の連携において、中核的な役割を果たすのは地域生活定着支援センターであり、入口支援に関する同センター（高齢障害被疑者等支援業務）との有効な連携方策を検討する必要がある。</p> <p>地域生活定着支援センターは都道府県単位で設置されるものである一方、障害者等に係る相談支援体制は市町村あるいは障害保健福祉圏域を単位として整備がすすめられている。今後、入口支援は件数の増加が見込まれることや、居住地域に身近な地域において、警察（留置施設）からを含め、釈放までの期間が短い中での迅速な支援が求められることから、同センターと協働した支援体制の構築が必要である。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 罪を犯した障害者等の支援に関する全国に向けての実態調査 ・ 検討委員会による検討 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <p>報告書及び事例集の作成</p> <p>※事例集は研修会等においてテキストとして活用できるものを作成すること。</p> |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課地域生活支援推進室 相談支援専門官（3043） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|----------------|--|
| 指定課題 28 | 障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究 |
| 補助基準額 | 1,500万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 障害福祉サービス事業所等における、利用者の権利擁護、障害者虐待に関する研修、責任者の配置、委員会の開催や、身体拘束の適正化に関する効果的な取組及び、精神科医療機関等における医療従事者を対象とした、虐待事案発生防止のための啓発資料を作成し、その普及に資する検討を行う。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>利用者の権利擁護、障害者虐待に関する研修、責任者の配置、委員会の開催や、身体拘束の適正化についての効果的な取組について調査研究を行い、その成果を広く周知し、体制の整備を推進する必要がある。</p> <p>また、精神科医療の領域においては、自治体に対して精神科医療機関における虐待防止等の取り組み事例を周知するなど、虐待が疑われる事案の発生防止や早期発見の取り組み強化に努めるよう要請しているところであり、精神科医療機関等における医療従事者を対象とした、虐待事案発生防止のための啓発資料を作成し、医療機関が虐待防止にかかる取り組み強化のための研修等を行う際に活用することを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>【障害者虐待の効果的な体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者による検討会の開催。 ・利用者の権利擁護、虐待防止、身体拘束適正化の取組を先駆的に行っている事例の収集。 ・小規模な事業所における望ましい体制整備手法や、複数事業所による研修や委員会の共同実施等、体制整備等の参考となる例示をまとめる。 <p>【精神科医療機関等における医療従事者を対象とした、虐待事案発生防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患患者に対しての医療従事者の基本的な心構えに関して 例：精神疾患患者の人権尊重、各種倫理綱領・法的根拠・歴史的背景、行動制限やトラウマインフォームドケアの基本的な考え方等 ・個々の対応に関して 例：アンガーマネジメント等の感情コントロールや暴力防止プログラムの紹介、上司や同僚への相談の仕方等 ・各医療機関の取り組みに関して 例：研修・勉強会の開催、各種委員会・会議の設置、およびマニュアル作成の有無など、各医療機関における取組一覧のチェックリスト等 <p>虐待事案発生防止のための啓発資料の普及や研修等における人材育成のあり方に関して、有識者による検討会を開催する。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <p>令和4年から義務化される虐待防止委員会等の設置などの取組に資することが想定され、障害福祉サービス事業所等における利用者の権利擁護や虐待防止、身体拘束の適正化の取組が推進されることが期待できる。</p> <p>また、精神科医療機関等による虐待防止にかかる取り組み強化のための研修、虐待防止のための啓発資料の普及に資する基礎資料として活用する。</p> |
| 担当課室/担当者 | <p>障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止専門官（3040） 精神・障害保健課 課長補佐（3068）、精神医療係（3054）</p> |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 29 | 強度行動障害児者の実態把握等に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 1,000万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 強度行動障害児者の人数や障害福祉サービスの利用状況、体制の整備状況等について調査研究を行う。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | 強度行動障害児者については、その人数や障害福祉サービスの利用状況等について、その実態が明らかでない。強度行動障害のある者に対する効果的な施策を講じていくうえで、その実態を把握する必要があることから調査研究を行うこととする。 |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害児者の数及び障害福祉サービスの利用・待機実態等に関する調査 ・強度行動障害のある者についての体制の整備や自治体独自の取組等についてのヒアリング、事例収集。 ・強度行動障害者支を行っている事業所に対して、支援体制に関するアンケート及びヒアリング調査 ・強度行動障害児者について、これまでの状態像の変遷、サービス利用の経過（待機等含め）、課題等を調査 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 今後の強度行動障害者児者に関する施策の企画立案や報酬改定における評価方法についての参考資料として活用する。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止専門官（3040） |

令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 30 | 強度行動障害者支援に関する中核的な人材の養成に関する研究 |
| 補助基準額 | 300万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 強度行動障害者支援に関して、指導的な立場を担う中核的な人材を養成するための手法について調査研究を行い、中核的な人材養成に必要なプロセス、要素について明らかにする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | より支援が難しいタイプの強度行動障害の支援については、更に高い専門性が求められることから、強度行動障害者支援に関する指導的な立場を担う中核的な人材を養成する必要がある。しかし、中核的な人材養成プロセスや求められる要素、強度障害者支援に先駆的に取り組む事業所が行っている支援の有効性については必ずしも明らかでないことから、調査研究事業を実施する。 |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者による検討会の開催。 ・ 自治体等の強度行動障害者支援に関する中核的な人材養成プログラム、独自事業等の事例の収集 ・ 強度行動障害者支援に関する中核的な人材を養成するためのモデル研修事業の実施とその効果測定。 ・ 強度障害者支援に先駆的に取り組む事業所が行っている支援の有効性についての検証。 ・ 強度行動障害者支援に関する中核的な人材を養成するために必要な要素をまとめる。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 強度行動障害者支援に関して、指導的な立場を担う中核的な人材を養成することにより、全国レベルでの支援の底上げが期待できる。また支援が困難な強度行動障害者に対して良質な支援が提供され、行動障害の軽減を資することが期待できる。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止専門官（3040） 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 発達障害施策調整官、発達障害対策専門官（3144） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 31 | 退院後生活環境相談員の業務と退院支援委員会の開催等の実態に関する全国調査 |
| 補助基準額 | 950万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 退院後生活環境相談員の業務等の実施状況や医療保護入院者退院支援委員会の運営状況に関する調査研究を行う。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>平成26年4月の精神保健福祉法改正において、医療保護入院者が入院している精神科病院の管理者により、退院後生活環境相談員を選任すること、地域援助事業者の紹介に努めることやその他退院促進のための体制整備を図ることが義務づけられた。その目的は、医療保護入院が本人の同意を得ることなく行われる入院であることを踏まえ、本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院を図ることである。また、施行の状況や精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案して、そのあり方について検討し、見直すものであることとされている。</p> <p>本調査では、退院後生活環境相談員の選任・配置状況、退院に向けた相談業務等の業務の状況及び退院支援委員会の開催等について調査することにより、退院後生活環境相談員の実態を明らかにし、効果や退院に向けた取組に関する課題等を検証する際の基礎資料とすることを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・退院後生活環境相談員の選任・配置状況や業務内容（退院に向けた相談業務、地域援助事業者等の紹介、医療保護入院者退院支援委員会に関する業務、退院調整に関する業務等）に関する調査を行い、実態を把握する。 ・医療保護入院者退院支援委員会の開催状況（対象者、出席者、開催方法、審議内容等）に関する調査を行い、実態を把握する。 ・調査結果に基づき、退院後生活環境相談員の選任による効果や運用に関する課題等を分析する。 ・退院後生活環境相談員の業務のあり方、有すべき資格等の見直し及び措置の対象等や、今後の退院に向けた取組について有識者による検討会を開催する。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 退院後生活環境相談員の選任により、可能な限り早期治療・早期退院ができるよう、退院促進の取り組みを更に推進することを目的として、退院後生活環境相談員の業務や退院支援委員会のあり方等について見直しを行うための資料とする。 |
| 担当課室/担当者 | 精神・障害保健課 相談支援専門官（3109） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 32 | 精神科医療機関におけるピアサポートの現状と活用に関する調査 |
| 補助基準額 | 950万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 精神科医療機関におけるピアサポート活動の実態を調査・分析し、精神科医療機関におけるピアサポート活動の取組の推進及び今後の施策への反映に係る検討に資する基礎資料を作成する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>ピアサポートの活用等については、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月社会保障審議会障害者部会報告書）において、「地域移行や地域生活の支援に有効なピアサポートについて、その質を確保するため、ピアサポートを担う人材を養成する研修を含め、必要な支援を行うべきである。」とされ、平成28年に成立した改正障害者総合支援法の附帯決議においても、「ピアサポートの活用等の取組を一層推進すること」とされている。さらに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る検討会」では、ピアサポーターが医療機関や地域援助事業者等の職員と協働しながら、活動できる体制の構築が必要であるとの見解が示され、精神障害者の意思決定支援を行う者としての役割についても期待されている。しかし、精神科医療機関におけるピアサポート活動の実態は明らかにされていない。</p> <p>そのため、精神科医療機関におけるピアサポート活動の実態を調査・分析し、課題を整理するとともに、精神科医療機関におけるピアサポート活動の取組の推進及び今後の施策への反映に係る検討に資する基礎資料とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科医療機関においてピアサポート活動を実施している当事者及び医療関係者へのヒアリング ・ ピアサポーター及び医療関係者へのアンケート調査 ・ ピアサポーターとして精神科医療機関に雇用されている先行事例の取組を収集する ・ 精神科医療機関におけるピアサポート活動の推進に関する検討会の開催 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 報告書を作成し、精神科医療機関においてピアサポート活動を推進するための基礎資料とする。 |
| 担当課室/担当者 | 精神・障害保健課 地域精神医療係（3114） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 33 | 新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルスとその影響に関する調査 |
| 補助基準額 | 750万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 新型コロナウイルス感染症に関連したメンタルヘルスとその影響に関する調査・分析を行い、国民の心理面への影響を把握するとともに、調査結果を踏まえた対応案を検討する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、感染拡大防止を目的とした外出自粛要請等により、感染に対する不安や行動変容に伴うストレスなど、国民の心理面に多大な影響が生じている可能性があるため、こうした心理面への影響を把握することを目的に、今年度に国民を対象に実態調査を行ったところ。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に起因する心のケアに関する相談は、精神保健福祉センター等で対応しているところであるが、感染ははまだ収束の見通しが立たず、感染が長期間続いている中で、国民に対する心のケアは依然として重要となっている。</p> <p>今年度実施した実態調査のフォローアップとして、同様の調査を行い、国民の心理面の経年変化とその影響を分析し、その結果を、精神保健福祉センター等での相談対応等に活用していくことを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>【方法】 国民を対象に、インターネットによるアンケート調査を実施する（年2回）。</p> <p>【調査内容】 時期別に不安やストレスに感じたこととその影響（就労状況、医療・介護・福祉サービスの利用など）等を尋ねるアンケート調査を行い、回答の集計及び分析を行うとともに、今年度実施した調査結果との経年変化を分析する。分析結果を踏まえ、精神保健福祉センター等の相談対応等に係る要領・留意事項（今年度作成予定）の改訂を行うとともに、国民向けのリーフレットを作成する。</p> |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター等が相談対応に当たる際に、本調査で改訂を行う要領や留意事項等を活用してもらう。 ・調査結果の分析を踏まえた国民向けリーフレットを作成し、セルフケア方法や相談窓口の周知などの普及啓発に活用する。 |
| 担当課室/担当者 | 精神・障害保健課心の健康支援室 心の健康係（3069）、課長補佐（3107） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 34 | 精神科医療機関を対象とした感染対策研修に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 750万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 自治体による精神科医療機関等を対象とした感染対策研修の基礎となるプログラムを作成し、研修に係る整備を行う。 また、感染対策研修に併せてアンケート調査を実施する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>新型コロナウイルス感染症のクラスターが多数の精神科医療機関で発生した。令和2年度厚生労働科学特別研究「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究」及び「精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症に対する感染対策の現状と課題把握、及び今後の方策に向けた研究」では、事例の収集と感染対策マニュアルの作成が図られた。</p> <p>上記において、精神科医療機関のスタッフが感染対策を必ずしも得意としないこと、感染対策研修等を受ける機会が十分でないこと等が検討された。一部の地域において、各地域の感染対策の専門家による研修や、自治体主導の精神科医療従事者向け感染対策研修が報告されているが、未だ体系化されておらず十分な普及はしていない。また、クラスター事例において、自治体と精神科医療機関の連携の重要性が改めて確認されている。</p> <p>本調査研究では、令和2年度に作成された感染対策マニュアル等に基づき、自治体における感染対策研修のプログラムを作成し、研修に係る整備を行うとともに、研修後のアンケート調査においてその有効性を確認することを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>【方法】</p> <p>既に実施されている精神科医療機関を対象とした感染対策研修、及び前年度に作成された精神科医療従事者向け感染対策マニュアル等を参考に、感染対策研修の基盤となるプログラムを作成する。</p> <p>各自治体において上述の感染対策研修プログラムを精神科医療機関、精神保健福祉センター、その他精神保健医療福祉に携わるスタッフに対して実施し、研修に併せてアンケート調査によってその有効性を評価する。</p> <p>【アンケート調査の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修参加者における平時の感染対策状況 ・研修に伴う感染対策力の向上の確認 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療機関向け感染対策研修プログラムの作成 ・精神科医療機関等のスタッフにおける感染対策力の向上 ・研修を通じた、精神科医療機関等の感染対策に係る連携の推進 |
| 担当課室/担当者 | 精神・障害保健課 精神医療専門官（3103） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 35 | 障害児入所施設におけるてんかん患者の診療体制に関する調査 |
| 補助基準額 | 800万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 障害児入所施設におけるてんかん患者の割合、診療体制、投薬内容に関するアンケート調査等 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>てんかんは有病率 0.8%と頻度の高い疾患であるが、診療可能な医療機関や専門医数が限られている。さらに、小児科、脳外科、神経内科、精神科と多分野における連携を要するため、連携体制が重要となる。てんかん地域診療連携体制整備事業では、20 道府県に「てんかん診療拠点機関」を指定しており（令和2年10月5日時点）、連携体制の拡充を図っている。</p> <p>一方、障害児入所施設における知的障害者においては、てんかんの合併率が高いにもかかわらず、専門的なてんかん診療を十分に受けられていない可能性が指摘されている。</p> <p>以上より、本調査では障害児入所施設におけるてんかん診療について調査を行い、てんかんの合併率、診療体制、投薬内容、及び診療拠点機関との連携について調査を行う。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>【方法】 全国約 500 の障害児入所施設を対象としたアンケート調査等を実施する。結果を集計し、てんかん患者の割合及び診療実態を評価する。</p> <p>【アンケート調査等の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・てんかんと診断された者の割合 ・てんかんの診療状況 ・投薬内容（ベンゾジアゼピン系薬を含む） ・脳波検査等の実施状況 ・てんかん地域診療連携体制整備事業との連携状況 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <p>障害児入所施設においててんかんと診断された知的障害者の割合、及び診療実態に関する資料が成果物となる。</p> <p>上記を踏まえて、てんかん地域診療連携体制整備事業等の施策への反映を行う。</p> |
| 担当課室/担当者 | 精神・障害保健課 精神医療専門官（3103） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 36 | 精神疾患にかかる社会的コストと保健医療福祉提供体制の国際比較に関する調査 |
| 補助基準額 | 1,000万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 精神疾患にかかる諸外国の社会的コスト及び保健医療福祉提供体制の実態を調査・分析し、日本における課題の抽出を行う。また、今後の施策への反映に係る検討に資する基礎資料を作成する。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>平成29年度の国民医療費は43兆710億円で、医科診療医療費に占める精神及び行動の障害の割合は6.2%となっている。特に、65歳未満においては、精神及び行動の障害の医療費は第4位となっており、最近の10年間においても増加傾向にある。諸外国と比較し、多剤投薬が多いこと、平均在院日数の長さや病床数の多さなどが医療コストに影響を与えているという、OECDの報告もある。また、精神疾患の治療においては、インフォーマルケアの費用や、患者の休職や離職による労働損失等、社会的負荷が大きいことが知られているものの、諸外国との比較は明らかではない。</p> <p>各国の保健医療福祉制度は大きく異なることから、本事業においては、諸外国におけるデータの定義の違いを踏まえて、精神疾患にかかる諸外国の社会的コスト及び保健医療福祉提供体制の比較を行う。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>1 諸外国（米国、英国、韓国等のOECD加盟国等）へ、下記の事項に関するアンケート調査およびヒアリングを行い、調査・分析の上、日本との比較を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神疾患にかかる社会的コスト（多剤併用等を含む医療費や患者の休職や離職による労働損失などの社会的負荷等） ・ データ（精神科医師数、平均在院日数や精神病床数等）の定義の違いを踏まえて、保健医療福祉提供体制の実態を調査 <p>2 1により本邦における課題の抽出を行い、報告書を作成する。</p> |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神疾患にかかる社会的コスト及び保健医療福祉提供体制の課題整理を行う。 ・ 報告書を作成し、今後の施策への検討に資するための基礎資料とする。 |
| 担当課室/担当者 | 精神・障害保健課 課長補佐（3107） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|---|
| 指定課題 37 | 医療機関における公認心理師が行う心理支援の実態調査 |
| 補助基準額 | 800万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 医療機関における公認心理師が行う心理支援の具体的な内容、並びに心理に関する支援を要する者（要支援者）、家族及び多職種との関わりに関する調査を行う。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>令和元年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査」では、医療機関に所属する公認心理師が、精神障害、がん／緩和ケア、周産期、脳血管疾患等に対する心理支援の実施、社会生活機能の向上や就労に向けた支援、福祉を含む多機関・多職種連携等を行っており、様々な状態にある要支援者に対する専門的な心理支援を提供することが期待されている。</p> <p>一方で、こうした心理支援や要支援者、家族及び多職種との関わりの具体的な内容や方法等については、その実態が明らかでない。</p> <p>本指定課題では、医療機関における心理支援や要支援者、家族及び多職種との関わりの具体的な実践について把握することにより、公認心理師による心理支援等の充実を検討するための基礎資料とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>【調査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関に従事する公認心理師等 <p>【調査方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の実態把握（アンケート調査、ヒアリング調査） <ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者や家族の様々な状態に応じた、面接、心理検査（検査内容、時間、フィードバック等）、心理教育、福祉を含む多機関・多職種連携等の心理支援の特徴（目的、方法・技法、形態、成果や課題等） 2. 有識者、関係団体等による検討会議の開催（質問項目の作成、結果分析、考察等） |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な状態に応じて必要な心理支援及び多機関・多職種との連携等の充実に資する基礎資料。 ・ 医療分野における公認心理師の役割の明確化及び活用について検討するための資料。 |
| 担当課室/担当者 | 精神・障害保健課公認心理師制度推進室 公認心理師専門官（3047） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 38 | 公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査 |
| 補助基準額 | 800万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 養成大学・大学院における実習等の養成の実態及び課題を把握するための調査、福祉、教育、産業・労働、司法・犯罪分野等の各分野における実習及び求められる公認心理師の技能等の調査を実施する。また、各分野における実習事例の収集を行う。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>平成29年に施行された公認心理師法において、公認心理師は様々な分野で広く国民の心の健康の保持増進に寄与することが求められている。</p> <p>公認心理師の資質を確保し、心理に関する支援を要する者等に対して適切な心理支援が行われるためには、養成段階の実習制度における整備が重要だが、医療分野の実習に関する調査では、実習内容のばらつきや標準化の必要性が指摘されている（令和元年度障害者総合福祉推進事業）。</p> <p>また、公認心理師法施行規則第3条において、実習指導を担う実習演習担当教員及び実習指導者になるためには、養成のための講習会の修了が必要とされている。</p> <p>一方で、実習の内容については、医療分野を除き、具体的な実習場面や支援内容、時間、求められる技能、課題等が明らかでない。</p> <p>本事業では、各分野について、具体的な実習の内容等の把握、整理を行い、実習事例等を提示する。これにより、様々な分野で要支援者に質の高い支援が提供できるよう、公認心理師の養成及び講習会の内容の検討に資する資料とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>【方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成大学、大学院等に対して、養成の実態に関するアンケート調査等を実施し、結果を集計、分析する。 ・福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の各分野の実習施設を対象として、当該施設の実習指導者に対するアンケート調査、医療分野を含む各分野を対象とした事例集作成のためのヒアリング調査等を行い、結果を収集、分析する。 ・有識者等による検討会議を設置する（質問項目の作成、調査結果の分析、考察等）。 ・上記及び令和元年度調査を踏まえ、実習の実態、各分野で活動する公認心理師に求められる知識や技術、実習事例等を含む報告書をまとめる。 ・実習の質を向上させるために、成果物の普及を図る。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | <ul style="list-style-type: none"> ・各分野において適切な心理支援を提供できる公認心理師を養成するための資料とする。 ・実習演習担当教員及び実習指導者の講習会の内容を検討するための資料とする。 ・実習に関する将来的な制度の見直しに資する資料とする。 |
| 担当課室/担当者 | 精神・障害保健課公認心理師制度推進室 公認心理師専門官（3047） |

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|---------------------|--|
| 指定課題 39 | 自治体の災害後中長期にわたる精神保健医療福祉体制の構築に関する調査 |
| 補助基準額 | 800万円を上限とする。 |
| 事業概要 | 自治体の災害時の精神保健医療福祉に関する中長期の計画や対策等の実態把握を行い、自治体が災害精神保健医療福祉に関する計画等をより具体かつ実効性のあるものとするための基礎資料とし、提言をとりまとめる。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>近年、災害の発生に伴い、心のケアの必要性が強く認識されている。</p> <p>災害時急性期の精神医療に関する対策として、DPAT チーム数等の指標を設定し体制整備に努めている自治体もみられる。</p> <p>一方で、中長期（復興期）にかけて被災地の心のケアに関する支援体制のありかたは確立されておらず、発災時の対応に加え、長期的視点から何をするか定めることが必要であるとの意見や、災害時に活動する DPAT、災害拠点精神科病院および心のケアセンターと、平時より活動している精神保健福祉センター等との連携が課題であるとの指摘がある。</p> <p>本事業では、都道府県および市町村の災害直後から中長期の精神保健医療福祉体制について実態を把握することにより、自治体が災害精神保健医療福祉対策をより実効性のあるものとするための基礎資料とすること、および災害時の精神保健医療福祉のありかたの検討に資する資料とすることを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>【方法】</p> <p>都道府県および指定都市の災害精神保健医療福祉施策等の調査ならびに自治体へのアンケート調査およびヒアリング調査を実施する。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県および指定都市において作成している災害精神保健医療福祉分野に関するガイドライン、マニュアル等の調査を行い、その項目の内容や地域差を分析する。 ・自治体にアンケートやヒアリング調査を行い、自治体独自の取り組み、他施策との連携、対策等策定時の困難事例、中長期の心のケアに携わる専門職の実態や中長期の被災者支援の実例等について調査および聴取を行う。 ・災害直後から中長期の精神保健医療福祉に関する自治体の取組みのありかたについて、有識者で検討し、自治体の参考となるマニュアルをとりまとめる。 |
| 求める成果物の活用方法（施策への反映） | 自治体が災害精神保健医療福祉に係る対策等を策定する際の基礎資料とする。 |
| 担当課室/担当者 | 精神・障害保健課 主査（3004） |